

## 理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和2年12月28日改訂

令和3年11月15日改訂

令和4年12月12日改訂

全国理容生活衛生同業組合連合会

### 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日）、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日）等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

特に、オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、場面に応じた適切な感染対策を講じることとした。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

### 2. 感染防止のための基本的な考え方

開設者及び管理理容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

### 3. 開設者及び管理理容師が講ずるべき具体的な対策

#### （1）リスク評価

開設者及び管理理容師は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染（①）、エアロゾル感染（②）接触感染（③）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

#### ①飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等を評価する。

#### ②エアロゾル感染のリスクの評価

施設における換気の状態、空気の流れを把握し、局所的に生じる空気の澱みとその感染リスクを評価する。

#### ③接触感染のリスク評価

複数の従業員で共有する器具や、ドアノブなど顧客が手を触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（受付テーブル、理容椅子、ドライヤー等の理容器具、整髪料、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意する。

### （２）施設内の各所における対応策

#### ①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な距離の確保（又はパーティションの設置）を行う。
- ・ 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払時に現金・カード等の受け渡し後に手指の消毒を行うこと。
- ・ 感染防止のため、来店者の調整を行う（密にならないように対応。来店者数の調整及び理容椅子の間隔に配慮。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む）。
- ・ 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水により、手洗いを励行する。
- ・ オミクロン株等の変異株の特徴を踏まえ、エアロゾルによる感染対策として、引き続き、正しいマスク等の着用（不織布の推奨、個別の事情で、マスクが着用できない場合は、差別が生じないように十分配慮する）、咳エチケットの励行をする。
- ・ 施設の換気について、新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」を参考に取り組む。「機械換気による常時換気」または「窓開け換

気（可能な範囲で2方向）」※いずれの場合も、必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m<sup>3</sup>/時、二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下とする。

- ・ HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター、加湿器、CO<sub>2</sub> 測定装置の補助的活用も可とする。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kankei\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf)

- ・ 施設、タオル及び皮膚に接する器具の消毒は適切に行う（皮膚に接する布片は、顧客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具は顧客一人ごとに消毒する）。
- ・ 共用物品は最小限とする。

## ②症状のある方の来店制限等

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は来店をご遠慮いただくよう呼びかける。また、状況によっては、来店時に発熱者を体温計などで特定し入店をご遠慮いただくことも考えられる。
- ・ 予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無の確認を行うよう努める。
- ・ 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- ・ 顧客への施術に影響がない範囲で顧客にもマスクを着用していただくことが望ましい（カット施術時には耳掛け紐のないマスクを使用するなど工夫）。マスクを持参していない顧客へは、マスクを配付もしくは販売する。
- ・ （濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めないこととされていること等を踏まえ、）利用者等の入場時等の連絡先把握は必ずしも必要ではない。

## ③施術中

- ・ 理容椅子の間隔を広く設置する、顧客を案内する際に密にならないようご案内する等、十分な距離（施術中の理容師を除き、他者と1m以上確保するように努める）を確保すること。

- ・ 従業員は作業衣を清潔に保つとともにマスクを着用し、必要に応じて手袋を使用すること。特に、顔そり等の顔面作業時には必ず適切にマスクを着用し、必要最小限の会話とすることに努めること。
- ・ 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を着用すること。

#### ④ トイレ

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ ドアノブや便座、手洗いの蛇口など不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤー（手洗い後、手を乾かすためのもの）は使用可能、タオルの共有は禁止する。

#### ⑤ 従業員の休憩室

- ・ 人と人が触れ合わない程度の対人距離を確保する。
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食やマスクなしでの会話をしないようにする。
- ・ 適切に換気をする。
- ・ テーブル上に区切りのパーティションを設置する場合は、空気の流れを阻害しないようにする。
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、適切に清拭消毒する。

#### ⑥ 顧客の待合室

- ・ 人と人が触れ合わない程度の対人距離を確保する。
- ・ 適切に換気をする。
- ・ 飲食物を提供する場合には、対面で飲食しないように配置する。

#### ⑦ ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収した後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

### ⑧清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、不特定多数が触れる環境表面を、適切に清拭消毒をする。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・ タオル、皮膚に接する器具及びシェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。
- ・ 複数の顧客が共有する雑誌類に触れた後は手指消毒をしていただくこととし、タブレット等で雑誌を閲覧していただく場合には、顧客毎に消毒を行う。

### ⑨その他

- ・ 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- ・ 予約時又は来店時に体調や体温に関する問診を行い、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくなど、店側の対応を説明する。特に、高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・

### (3) 従業員の感染予防のための管理

- ・ 従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握する。発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐとともに、症状に応じて医療機関の受診や検査を受ける。
- ・ 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることも可能であり、開設者および管理理容師は、そのことを従業員に周知する。
- ・ 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- ・ 正しいマスク着用や咳エチケットの周知徹底を図る。
- ・ 必要に応じ、手袋、フェイスガード、ゴーグル等を併用する。
- ・ 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

- ・ 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境を可能な限り避ける。
- ・ 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理理容師等に報告することを周知する。報告を受けた開設者及び管理理容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。
- ・ これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理理容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知徹底を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」、「健康フォローアップセンター」の連絡先を従業員に周知徹底を図る。
- ・ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ・ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。
- ・ 事業の実態に応じ、可能な限りテレワーク勤務、ローテーション勤務など様々な勤務形態を推奨し、通勤頻度を減らし公共交通機関の混雑緩和を図る。

#### （チェックリストでの確認の実施）

- ・ 上記の感染防止対策は、チェックリストを作成するなどして施設管理者ならびに従業員が確認し、対策が不十分な点があれば改善するように努める。また、定期的の確認する必要があるものは、別途抜き出してチェックリストを作成するなど工夫する。

## 理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (マスク着用の取扱いについて)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」(令和5年2月10日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)におけるマスク着用の考え方を見直しを受け、理容業におけるマスク着用の取扱いについては、「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和4年12月12日最終改訂)に関わらず、本書によるものとする。本書に基づくマスク着用の取扱いについては、令和5年3月13日から適用するものとする。

「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ① マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。
- ② 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ③ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。

以上